

リスク管理への取り組み

■ リスクの規模・態様に応じて適切なリスク管理体制の整備に取り組んでおります。

統合的リスク管理体制

金融業務は多様化・複雑化し、金融機関はさまざまなリスクを抱えておりますが、当社グループでは、経営の健全性確保と収益力向上を図り、お客さまの預金保護や株主・債権者の信頼を確保する上で、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして認識し、管理体制の整備に取り組んでおります。

当社およびグループ各社は、リスク管理部署を設置して規定類を定め、緊密に連携しながらグループとしての統合的リスク管理に努めております。

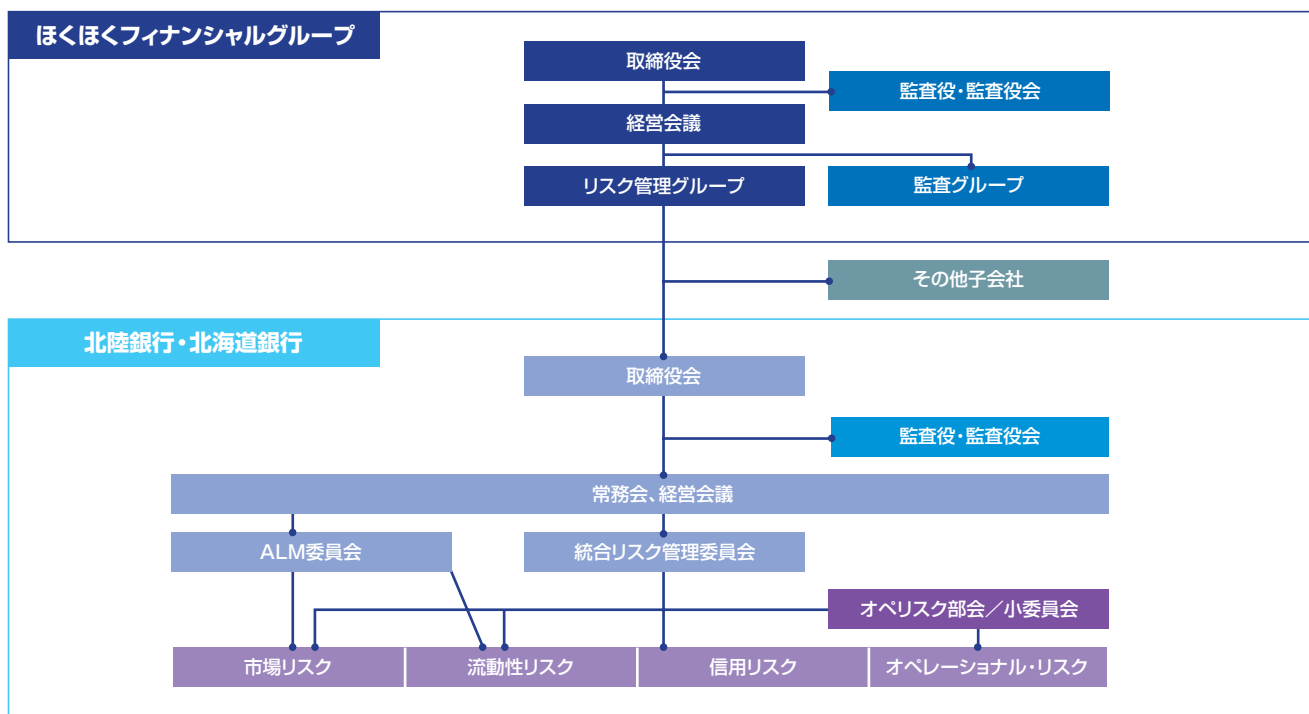
特に、当社グループのリスクの大宗を占める子銀行では、ALM委員会や統合リスク管理委員会を設置し、管理すべきリスクを、

信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスクの各カテゴリーに分け、さらにオペレーショナル・リスクは、事務リスクやシステムリスク等に細分化し、オペリスク部会等できめ細かな管理を行っております。

当社のリスク管理グループでは、グループ全体のリスク管理統括部署として、各社が保有するリスクの規模・態様に応じたリスク管理を行うように、リスク管理の状況報告を受け、各社に対して適切な指示を行うとともに、当社グループのリスクの状況と問題点、対応方針を取締役会等に付議・報告することで、経営の健全性を確保しております。

ほくほくフィナンシャルグループ

リスク管理への取り組み

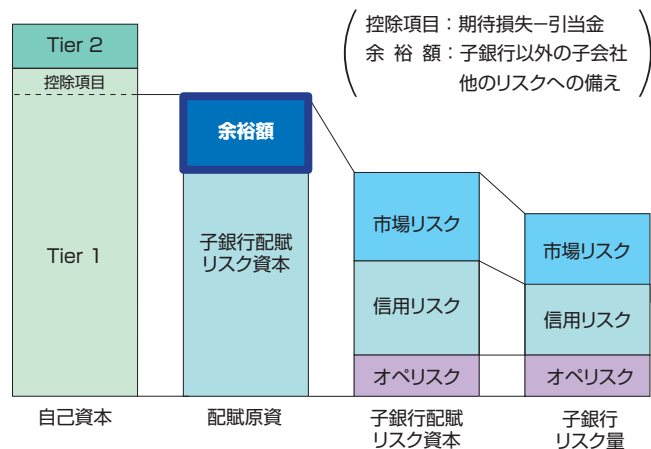


■ リスク資本配賦

当社グループは、自己資本と比較し過大なリスクをとらないため、各リスクを共通の尺度で評価し、保有するリスクを把握・管理しております。

子銀行は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスクの各カテゴリーに分け、計量化等により最大損失額を見積った上で、限られた資本を有効に活用するため、自己資本のTier 1を配賦原資としたリスク資本配賦を行い、経営として許容できる範囲内にリスクを制御・管理しております。

当社は、子銀行以外の子会社で想定されるリスクも勘案し、グループ全体で自己資本と比較して過大なリスクをとっていないか管理しております。



信用リスク管理

基本的考え方

信用リスクとは、お取引先の経営状態の悪化などにより貸出金等の元本・利息が回収できなくなるリスクを指します。これは、金融の仲介を使命とする銀行にとって、避けて通ることのできない

リスクではありますが、当社グループでは資産の健全性の維持・向上を図るため、信用リスク管理体制の整備・強化に努めております。

信用リスク管理体制

資産の健全性を維持・向上させるため、当社グループでは統一された行内格付制度、自己査定制度により、信用リスクの適時かつ適正な把握に努め、適正な償却・引当を実施しております。

当社グループでは、子銀行がそれぞれ信用リスク管理体制を整備し、当社はグループ全体の信用リスクを管理する体制としております。

子銀行では、業務推進と審査の担当役員・部署を分離し、個別の与信判断、管理が業務推進に影響されない厳格な審査・管理を行っております。

個別の与信判断にあたっては、規範・方針等を明示した「貸出金取扱規定（クレジットポリシー）」に従い、厳正な審査を行っております。そのために、システムサポートの充実を図るほか、研修等の施策を通じて審査能力の強化に努めるなど、審査体制の整備にも積極的に取り組んでおります。

具体的には、個別案件毎に営業店で適確に分析・審査を行い、営業店長の権限を越える場合は本部の審査部門でも分析・審査を行っております。審査部門には業種・地域毎に専門の担当者を配置し、お取引先の特性に応じて、営業店へ適切な助言・指導が行える体制を整備しております。

行内格付制度

貸出金等の信用リスクを客観的に把握するため、子銀行では行内格付制度を導入し、お取引先の信用力を財務データや定性情報等に基づき14段階に細分化し、継続的に格付の推移を把握しております。

また、子銀行において行内格付制度による格付をベースに、信用リスクの評価と債務者区分毎の予想損失率を算出し、リスクに見合った適正な金利の確保に努めるとともに、当社の「グループ与信限度ライン管理規定」に基づいて、市場性と信・オフバランス与信を合算した与信集中リスクについて、当社グループ全体で抑制を図るなど、信用リスク管理の向上を進めております。

行内格付	自己査定債務者区分
S	正常先
A	
B	
C	
D	
E	
F	要注意先 (要管理先)
N	
G	
H	
I	破綻懸念先
X	実質破綻先
Y	破綻先
Z	

自己査定・償却・引当

子銀行において自己査定基準を定め、貸出金等の資産について自己査定を実施しております。

自己査定は、資産の実態把握を行うとともに、健全性を高めることを目的としており、自己査定結果は、企業会計原則等に則った適正な償却・引当のための準備作業として位置づけています。

償却・引当についても当社グループで統一した基準を定め、正常先・要注意先については過去一定期間の貸倒実績に基づき、一般貸倒引当金を計上しております。また破綻懸念先については、債権額から担保・保証による回収可能見込額を除いた残高について合理的に個別貸倒引当金を計上しております。また実質破綻先・破綻先については、債権額から担保・保証による回収可能見込額を除いた全額を個別貸倒引当金として計上しております。

企業再生

融資実行後は、お取引先の業況把握、事業計画のフォローを通じて不良債権の発生防止に努めるとともに、不良債権を専門的に管理する体制の構築と、企業再生支援機能の強化を通じた資産の健全化に努めております。

リスク管理への取り組み

市場リスク管理

基本的考え方

市場リスクとは、金利、株価および債券相場、為替等の変動により、保有する有価証券の価値が大幅に下落し、損害を被るリスクのことですが、投資活動のほか預貸業務を行う上でも、避けることのできない重要なリスクとなっております。

ALM委員会

子銀行は、貸出金等の資産と、預金等の負債の期間構造が異なるため、市場の金利変動に伴うリスクに常にさらされています。

ALM委員会では、VaR（バリュー・アット・リスク）やBPV（ベシス・ポイント・バリュー）等を用いてリスク量を計測しており、資産・負債構造を把握するために金利変動パターンを各種想定した収益シミュレーションも利用し、リスクと収益のバランスが常に取れるよう協議しております。

リスク資本配賦と各種枠の設定・管理体制

子銀行では、過大な市場リスクを保有しないように、VaRで配賦されたリスク資本に基づき債券や株式等への投資限度枠を設定し、有価証券残高とリスク量の両面で管理するほか、評価損と実現損を合わせた損失拡大時ルールを定めるとともに、個別銘柄の保有協議も厳格化しております。

市場業務の取引担当部署は、年度の市場リスク管理方針や限度額等を厳格に遵守し、業務を遂行する一方で、取引担当部署から独立したリスク管理部署は、リスクの状況を常時モニタリングし、限度枠の手前に設けたアラームポイント等で早期対応を図るとともに、統合リスク管理委員会等を通して経営陣へ適宜報告しております。

また、市場が大きく変動した場合は、リスク量を正しく計測し切れない場合や、想定外のリスクが発生する恐れもあるため、バックテストによるVaRと実際の損失との比較や、ストレステストによる一定の市場変化シナリオの元で想定される損失がどの程度になるかの定期的試算等により、リスクを捕捉する体制を整備しております。

当社グループでは、市場リスクを伴う取引を主に扱う子銀行にALM委員会等を設置し、預貸金を含めた市場リスクを適切にコントロールして、安定的な収益を確保できる運営に努めております。

流動性リスク管理

市場環境の急変や、金融機関の財務内容悪化等により、資金繰りがつかなくなったり、通常より著しく高い金利による資金調達を余儀なくされること等を流動性リスクと言いますが、当社では「流動性リスク管理規定」に基づいて、子銀行の運用・調達の状況を的確に把握し、円滑な資金繰りに万全を期しております。

子銀行では、国債など資金化の容易な支払準備資産を十分に確保するとともに、流動性リスク管理指標を各種設定し、日々チェックしております。また万一危機が発生した場合は、危機の段階に応じた対応が取れるように、流動性リスクの状況をALM委員会等で定期的に把握・管理する体制を整備しております。



オペレーショナル・リスク管理

基本的考え方

オペレーショナル・リスクとは、日常の業務運営において事故や不正、法律に反することおよびシステムの停止・誤作動、自然災害等、内的・外的要因によって損失を被るリスクを指します。

当社グループでは、オペレーショナル・リスクを次のように細分化して、これら各種のリスクを正しく認識、把握、管理し、業務に重大な影響を与える損失の発生を回避・削減すべく継続的に取り組んでおります。

事務リスク	事務面のミスや事故、または役職員が権限を逸脱した取引を行う等の不正により損失を被るリスク
システムリスク	コンピュータ・システムの停止、誤作動等のシステムの不備や、コンピュータの不正使用により損失を被るリスク
法務リスク	取引の法律関係に不確実性があることによって損失を被るリスク
顧客に対するリスク	お客さまに対する説明不十分などによってお客さまが損害を被ることで、賠償責任等が発生するリスク
風評リスク	市場やお客さまの間における事実と異なる風説・風評で損失を被るリスク
その他のリスク	自然災害等の偶発事態の発生や過失などにより、損害を被るリスク等、上記以外のリスク

組織体制

当社では、「オペレーショナル・リスク管理規定」を制定し、リスクの区分の他、リスク管理の基本プロセス等を定めております。

子銀行では、オペリスク部会等を毎月開催し、事務ミスや苦情トラブル、システム障害、振り込み詐欺等の被害や未然防止状況、情報漏洩事案等、さまざまなオペレーショナル・リスク発生事象を集約した上で、発生原因分析、再発防止策の検討、潜在的なリスクの想定等、あらゆる角度からリスク削減策の検討を行っております。

こうしたオペレーショナル・リスクの状況および検討結果については、子銀行の経営陣とともに当社にも報告されますが、当社ではオペレーショナル・リスク発生に伴う実際の損失も、リスク資本配賦と比較することで、オペレーショナル・リスクが経営体力に比べ過大になっていないか監視できる体制を整備しております。

危機管理

当社グループでは、災害等の緊急事態が発生した場合でも、その影響を最小限に抑えるため、「コンティンジェンシープラン」を策定しております。特に子銀行では、地震や新型インフルエンザ等が発生しても金融機関に求められる決済機能等の業務が継続できるように、「業務継続計画」等を定め、危機に対応できるよう努めております。

主なカテゴリー別のリスク管理体制

事務リスク管理

当社グループでは、事務ミス等の発生原因を細かく分析し、再発防止策を検討することで、事務上の事故・トラブル発生を未然に防止し、正確で迅速な事務処理が維持できるよう、規定類の整備、事務処理体制の改善、本部による臨店指導、営業店事務の集中化、自動化機器の導入等を進め、事務水準の向上に努めております。

また、事務リスクをはじめとする各種リスクを回避するため内部監査を実施し、相互牽制体制と厳正な事務処理体制の確立に努めております。

システムリスク管理

金融業務の高度化や取引量の増大に伴い、コンピュータシステムは欠かすことができないものとなる一方で、システムの安定稼働の重要性が高まってきております。

当社グループでは、「システムリスク管理規定」を制定し、厳正な管理・運営体制を敷くとともに、バックアップ体制など各種の安全管理措置を実施しております。